



## 佐賀県理学療法士会 広報誌

「ねっつ」とは — “ネットワーク”のドイツ語です。また、佐賀弁で「そばに」という意味があります。地域県民の皆様によりそったネットワークづくりを理学療法士が担えれば、という思いが込められています。

# 子どもの 補装具について

障がいを持っている子どもたちの  
生活を援助するための補装具を  
知っていますか？



手足を自由に動かせなかったり、身体をしっかりと保持するのが難しい身体障がい児や身体障がい者の方々にとって、身体を保持し、より楽に、そして快適に日常生活や学校・社会生活を過ごすためのものとして「補装具」があります。

監修：佐賀整肢学園からつ医療福祉センター 棕野 智治

### 補装具とは？

- ①身体障がい児・者の失われた身体機能を補完又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること
- ②身体障がい児・者の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること
- ③医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること

と法律で定義されています。(障害者総合支援法施行規則第六条の二十より)

## 補装具には大きく分けて「治療用装具」と「更生用装具」があります。

### ■治療用装具

病状固定前の練習用仮義足や患部変形の矯正用等、治療そのものを目的として医師の処方のもと一時的に使われるものです。

但し、日常生活や職業上必要とされるものや、美容を目的としたものは対象になりません。  
これは、短下肢装具や靴型装具、体幹装具等が該当します。

### ■更生用装具

治療が終わって、病気・怪我の障がいが残ってしまった身体障がい児・者の日常生活の向上を目的としたものです。

これは、短下肢装具や靴型装具、体幹装具に加えて、車いすや座位保持装置、歩行器、杖等が該当します。

## 補装具を作製する方法としては、2種類あります。

### ■各種医療保険制度を利用して作製：治療用装具

- 各種医療保険制度（全国健康保険協会（協会健保）、国民健康保険、各共済保険、船員保険等）を利用し、療養費払いという制度がとられます。
- 代金は一旦業者へ全額支払います。  
その後、各種保険窓口にて申請手続きをして頂く事でその保険制度に応じた金額が返還されます。
- また、乳幼児医療や重度心身障害者医療費助成、等を受けている方は、申請をすることでその分も返還され、結果としてはほぼ全額返還されます。
- 作製は、医師から許可を頂いた時から開始でき、完成までに1～2ヶ月程かかります。

### ■障害者総合支援法（身体障害者手帳を使用）として作製：更生用装具

- この場合には社会福祉制度によって手続きが異なります。
- 労災保険や障害者総合支援法の場合には、その作製または修理に要する費用（補装具費）が支給されます。
- 基本的にはご家族の負担は、かかる費用の原則1割負担となります。

但し、世帯の所得に応じて負担上限金額は異なります。

生活保護・低所得世帯（市町村民税非課税世帯）・・・負担0円

一般（市町村民税課税世帯）・・・・・・・・・・・・・・負担上限37,200円

※障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（市町村民税所得割の納税額が46万円以上の場合）には補装具費の支給対象外となります。

- 作製は補装具費支給券が交付されてからの開始となり、支給券が発布されるまでに1～2ヶ月程かかり、完成までに3～4ヶ月程かかります。
- 原則的に1種類につき1個しか作製できません。

## 補装具には、以下のものがあります。

1. 義肢(義手、義足)
2. 装具(下肢、靴型、体幹、上肢)
3. 座位保持装置(姿勢保持機能付車いす、姿勢保持機能付電動車いす、その他)
4. 盲人安全つえ
5. 義眼
6. 眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡)
7. 補聴器
8. 車いす
9. 電動車いす
10. 座位保持いす(障がい児のみ)
11. 起立保持具(障がい児のみ)
12. 歩行器
13. 頭部保持具(障がい児のみ)
14. 排便補助具(障がい児のみ)
15. 歩行補助つえ
16. 重度障害者用意思伝達装置



プラスチック短下肢装具



側弯症装具



普通型車いす



電動車いす



座位保持いす(カーシート)

## ここで障害者総合支援法(身体障害者手帳)を使用した場合の申請の流れを説明します。

1. 補装具の申請を希望される場合は、まずはお住いの市町村の役所に行って、申請希望の旨を伝え、申請用紙(補装具費支給意見書)を受け取ってください。



2. 補装具費支給意見書を作成可能な医師のいる医療機関を受診してください。  
※補装具費支給意見書は、どの医師でも作成できるわけではありません。  
行かれる前に、補装具費支給意見書を作成することが可能か確認をしてください。



3. どんな補装具を作製するか決まったら、業者と話をし見積もり書を作成してもらってください。



4. 見積もり書が完成したら、医師に補装具費支給意見書を作成してもらってください。



5. 補装具費支給意見書、見積もり書等(車いすを作製の場合は車いす処方箋・見取り図等が追加されます)を持ってお住いの市町村の福祉課へ提出してください。  
申請に行かれる際には、身体障害者手帳、印鑑も忘れずに持って行くようにしてください。



6. 6週間前後で補装具費支給券が交付され、郵送されてきます。  
内容物:支給決定通知書・補装具費支給券・代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状の3通  
※地域によっては補装具費支給券と委任状が1枚に収まっているところもありますので、ご確認ください。  
※補装具費支給券下部に記載されています「受領者氏名と捺印、本人との関係」の部分を記載しておいてください。  
※「受領者氏名」及び「本人との関係」
  - ・申請者が18歳未満の場合は、「受領者氏名」は保護者、「本人との関係」はその関係
  - ・申請者が18歳以上の場合は、「受領者氏名」は申請者本人、「本人との関係」は「本人」と記載してください。



7. 業者と連絡を取り、採型や採寸等の日程調整を行ってください。



8. 採型や採寸後、数週間後に仮合わせを行います。  
仮合わせで適合状態を確認します。  
この時、見積もり内容を満たしているかを確認し、本人に適合するまで仮合わせを続けてください。



9. 最終確認が出来ましたら、それぞれ(ベルトやシート、フレーム等)の柄の選定を業者と行ってください。  
※これがけっこう迷われる所です。



10. 完成しましたら、医師が適合判定を行います。  
この時には、必ず補装具費支給券・代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状を持参してください。この補装具費支給券に医師が判定の記載をされます。  
そして、補装具費支給券・代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状を業者に渡します。  
また、負担金がある場合には業者に負担金を支払い、補装具を受け取ってください。

**障害者総合支援法(身体障害者手帳)にて作製する場合、  
それぞれの補装具には「耐用年数」というものが決められています。**

※耐用年数: 下記に示す期間を経過しないと、次に身体障害者手帳を使用して作製する事が  
できませんのでご注意ください。

●車いす …………… 6年	●装具	0歳 …… 4ヶ月
●電動車いす …… 6年		1歳～ 2歳 …… 6ヶ月
●座位保持装置 …… 3年		3歳～ 5歳 …… 10ヶ月
●座位保持いす …… 3年		6歳～14歳 …… 1年
		15歳～17歳 …… 1年6ヶ月
		18歳以上 …… 2年～3年



座位保持装置



座位保持いす(カーシート)



普通型車いす



電動車いす

## 障害者総合支援法(身体障害者手帳)にて作製した場合、破損した時には修理を申請にて行う事が出来ます。

手続き方法は、新規に作製した時と同様ですので、作製した医療機関や業者に問い合わせてみてください。

## 補装具の支給を希望される時の注意点

- 補装具は、あくまでも使用される子どもさん達において、「その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるもの」であり、且つ、医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき、医学的根拠が求められるという意味を含んでいますので、「あれば便利だから」とか「希望しているから」という理由だけでは支給されませので、ご注意ください。
- 身体障害者手帳の等級及び障害名によって、作製できるもの、作製できないものがありますので、医師や業者の方にご確認ください。
- また、基本的には訓練目的のみの補装具は支給対象外となっていますので、この点もご注意ください。

## 障害者総合支援法の事業の一つに「日常生活用具給付事業」というものもありますので、これについて少し説明をします。

- 日常生活用具給付事業とは、障がい児・者または難病等の方の自宅での日常生活を容易にするため、生活用具の給付等を行うものです。  
地域生活支援事業において実施されており、市町村により給付品目・補助基準額・対象者等が異なります。
- 日常生活用具の要件としては、次の3つの条件を全て満たすものとなっています。
  - イ、障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
  - ロ、障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの
  - ハ、用具の作製、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの
- 日常生活用具の用途及び形状としては、次の項目に当たるものとなります。
  - ① 介護・訓練支援用具
  - ② 自立生活支援用具
  - ③ 在宅療養等支援用具
  - ④ 情報・意思疎通支援用具
  - ⑤ 排泄管理支援用具
  - ⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)
- 対象者：日常生活用具を必要とする障がい者、障がい児  
※在宅にて日常生活を送っている方であり、入院・入所している方は対象外となります。
- 申請方法等  
お住いの市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後、給付等を受ける形となります。

## ここで作製されることの多い補装具の一部をご紹介します。

### 車いす



普通型車いす



普通型車いす



手押し型車いす



手押し型車いす

※車いすを作製する場合、レディーメイドとオーダーメイドがあります。

- ・レディーメイド：既製品の車いすで、サイズや形状がすでに決まっている車いす。
- ・オーダーメイド：体型や変形、関節拘縮等により、レディーメイドの車いすでは合わない為、その方のサイズや形状に合わせて作製します。

※付属品として、テーブルやお尻に敷くクッション、痰吸引器搭載台、人工呼吸器搭載台、点滴ポール、日よけ、等もありますので、業者の方に色々聞いてみてください。

### 電動車いす



電動車いす



電動車いす

### 座位保持装置



座位保持装置(クッションチェア)



座位保持装置

※カーシートにつきましては、基本的には座位保持椅子として申請しますが、子どもさんの変形等が大きい場合には、座位保持装置として申請する事もありますので、医師や業者の方にご確認ください。

## 装 具



プラスチック短下肢装具



金属支柱付短下肢装具



靴型装具

10数年前までは、どれもバリエーションは少なかったので、利用される子どもさん自身やご家族にとって正直満足できるものではありませんでした。

しかし、今では形状だけでなく、シートやフレームなどの色もかなり多くなり(10数もの色や、キャラクターのもの等もあったり、また素材にもよりますが、持ち込みの生地も使用出来たりもします)、使用している子どもさん達の好みや個性に合ったものを作製できるようになってきています。

本人に合った補装具を使用することで、自分一人で出来なかったことが出来るようになり、落ち着いて一人で座れたり、一人で遊んだり、また行きたい所に自分の力で行ったり、それにより活動範囲や行動範囲が広がってきます。

またご家族の方にとっても子どもさんとしっかりと関われたり、いろんな所に一緒に外出出来たりと、日常生活全般において有意義に、そして質的にもより良く生活を送ることが出来るようになってきます。

是非ともご検討して頂ければと思います。

写真協力業者

株式会社 有菌製作所 ・ 株式会社 きさく工房